主 文 原審判を取り消す 相手方の本件申立を却下する 理 由

本件抗告の要旨は

というにある。

もつとも、後見監督人がその任務に適するかどうかは裁判所が自由に認定し得るところであつて請求者の判断に左右される訳のものではなく、また日頃直接後見監督人と交渉を有する後見人はその解任事由を知る機会が最も多く与えられてられるが、後見人の後見監督人解任事由を認定するにつき請求者の判断に動かさられるが、裁判所が後見監督人解任事由を認定するにつき請求者の判断に動機能を考した。これをもつて後見人の右解任請求権を認める積極的な根拠とするられても、これをもつて後見人の右解任請求権を認める積極的な根拠とするられてきず、また後見人が後見監督人解任の事由を最も多く知り得る機会が与えられてきず、また後見人が後見監督人解任の事由を最も多く知り得る機会が与えられてきず、また後見人が後見監督人解任の事由を最も多く知り得る機会が与えられてきず、また後見人が後見監督人解任の事由を最も多く知り得る機会が与えた。

しかして、相手方が被後見人の親族であることについては、何等の主張も資料も存しないから、後見人たる相手方の後見監督人の解任を求める本件申立は、不適法として却下を免れない。

しからば、これを看過してなした原審判は失当であるからこれを取り消し、相手方の本件申立を却下すべきものである。よつて、家事審判規則第十九条を適用し、 主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 柴原八一 裁判官 柚木淳 裁判官 長久保武)